

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
- (5) 電波の型式並びに A 及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間
- (7) 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日 (8) 運用開始の予定期日
- ② 人工衛星局の免許を受けようとする者は、①の書類にその規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の B を併せて記載しなければならない。
- ③ 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であって総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
- (1) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（1又は2以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）
- (2) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、(1)に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
- (3) 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
- ④ ③の期間は、 C を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、③の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

A	B	C
1 希望する周波数の範囲	位置の範囲	1 月
2 希望する周波数の範囲	公称されている位置からの主輻射の角度の幅	3 月
3 周波数	公称されている位置からの主輻射の角度の幅	1 月
4 周波数	位置の範囲	3 月

A－2 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、その無線設備を運用するためにはどのような手続きが必要か。電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なく、その工事が終了した旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の点検を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
- 注2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。
- 3 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 無線設備の変更の工事を実施した旨を無線業務日誌に記載し、その後最初に行われる電波法第73条第1項の検査（定期検査）において、その工事の結果について総務大臣の確認を受けなければならない。

A－3 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請期間について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して **A** を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 固定局の免許の有効期間は、 **A** とする。
- ③ 地上基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）の免許の有効期間は、 **B** とする。
- ④ ②の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、②の規定にかかわらず、当該一定の時期の免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までとする。
- ⑤ ②の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 **C** を超えない期間において行わなければならない（注）。
注 無線局免許手続規則第17条（申請の期間）第1項ただし書及び同条第2項で別に定める場合を除く。

	A	B	C
1	10年	当該周波数の使用が可能な期間	3箇月以上6箇月
2	10年	当該放送の目的を達成するために必要な期間	1箇月以上3箇月
3	5年	当該放送の目的を達成するために必要な期間	3箇月以上6箇月
4	5年	当該周波数の使用が可能な期間	1箇月以上3箇月

A－4 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える **A** に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) **B** 以下の無線局の無線設備
- (2) **C** の無線設備
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、別に定める無線局の無線設備

	A	B	C
1	場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
2	場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が1ワット	移動業務の無線局
3	場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	平均電力が1ワット	移動する無線局
4	場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局

A－5 電波の質及び電波の発射の停止に関する次の記述のうち、電波法（第28条及び第72条）及び無線設備規則（第5条、第6条、第7条及び第14条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の発射する電波の周波数が、総務省令で定める周波数の許容偏差に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める空中線電力の許容偏差に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める発射電波に許容される占有周波数帯幅の値に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定めるスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

A－6 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が

A

 場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に

B

 ことができる。
- ② 総務大臣は、①に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の措置を講じようとするときは、

C

 の協力を求めることができる。

A	B	C
1 発生した	行わせる	防災関係機関
2 発生した	要請する	免許人又は登録人
3 発生し、又は発生するおそれがある	行わせる	免許人又は登録人
4 発生し、又は発生するおそれがある	要請する	防災関係機関

A－7 空中線の利得等に関する次の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「空中線の利得」とは、与えられた空中線の入力部に供給される電力に対する、与えられた方向において、同一の距離で同一の電界を生ずるために、基準空中線の入力部で必要とする電力の比をいう。この場合において、別段の定めがないときは、空中線の利得を表す数値は、主輻射^{ふくしつ}の方向における利得を示す。
- 2 「空中線の絶対利得」とは、基準空中線が空間に隔離された等方性空中線であるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。
- 3 「空中線の相対利得」とは、基準空中線が空間に隔離され、かつ、その垂直二等分面が与えられた方向を含む半波無損失ダイポールであるときの与えられた方向における空中線の利得をいう。
- 4 「実効輻射電力^{ふくしつ}」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。

A－8 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
2	X 7 W	同時に、又は一定の順序で振幅変調、角度変調又はパルス変調のうちの2以上を組み合わせで行うもの	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	次の(1)から(6)までの型式の組合せのもの (1) 無情報 (2) 電信 (3) ファクシミリ (4) データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 (5) 電話（音響の放送を含む。） (6) テレビジョン（映像に限る。）
3	F 2 F	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン（映像に限る。）
4	J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A－9 次の記述は、固定局又は陸上移動業務の無線局の免許状等に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状又は登録状に記載された こと。

(2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ③ ①及び②の(1)（電波法第53条及び第54条第1号）の規定に違反して無線局を運用した者は、 に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所、無線設備の常置場所	ところによる	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 無線設備の設置場所、無線設備の常置場所	ものの範囲内である	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所	ところによる	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
4 無線設備の設置場所	ものの範囲内である	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A－10 無線局の運用に関する次の記述のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実用化試験局を運用するとき。
- 2 実験等無線局を運用するとき。
- 3 基幹放送局の無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 4 固定局の無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

A－11 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第 3 1 条）及び電波法施行規則（第 1 1 条の 3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の A 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(5)までに掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) B を超える周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 1 0 ワット以下のもの
- (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- (4) C において使用されるもの
- (5) その他電波法施行規則第 1 1 条の 3 各号に定めるもの

	A	B	C
1	4 分の 1	4 7 0 M H z	標準周波数局
2	2 分の 1	2 6 . 1 7 5 M H z	標準周波数局
3	2 分の 1	4 7 0 M H z	実験試験局
4	4 分の 1	2 6 . 1 7 5 M H z	実験試験局

A－12 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第 2 0 条及び第 2 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに掲げる要件に適合するものでなければならない。
- (1) 空中線の A がなるべく大であること。
- (2) B が十分であること。
- (3) 満足な指向特性が得られること。
- ② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) 水平面の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの
- (4) C よりの輻射

	A	B	C
1	輻射抵抗	調整	給電線
2	輻射抵抗	整合	送信装置
3	利得及び能率	調整	送信装置
4	利得及び能率	整合	給電線

A－13 次の記述は、免許人以外の者による特定の無線局の運用について述べたものである。電波法（第70条の8）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局（注1）の免許人は、当該無線局の免許人以外の者による運用（簡易な操作によるものに限る。）が A に資するものである場合には、当該無線局の免許が効力を有する間、自己以外の者に当該無線局の運用を行わせることができる（注2）。

注1 無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して、簡易な操作で運用することにより他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものとして総務省令で定めるものに限る。

2 ただし、免許人以外の者が電波法第5条第3項（総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者）各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

② ①により自己以外の者に無線局の運用を行かせた免許人は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者の氏名又は名称、当該自己以外の者による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

③ ①により自己以外の者に無線局の運用を行かせた免許人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、 B を行わなければならない。

④ 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、①により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者に対し、 C ことができる。

A	B	C
1 電波の能率的な利用	当該自己以外の者に対し、必要かつ適切な監督	無線局に関し報告を求める
2 第三者の利益	当該自己以外の者の要請に応じ、適切な支援	無線局の運用の停止を命ずる
3 電波の能率的な利用	当該自己以外の者の要請に応じ、適切な支援	無線局に関し報告を求める
4 第三者の利益	当該自己以外の者に対し、必要かつ適切な監督	無線局の運用の停止を命ずる

A－14 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について述べたものである。無線設備規則（第14条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

携帯無線通信を行う A 、広帯域移動無線アクセスシステムの A 及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（注）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。）を毎キログラム当たり B 以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

注 伝送情報が電話（音響の放送を含む。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。

- (1) C の無線設備
- (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

A	B	C
1 陸上移動業務の無線局	5ワット	平均電力が20ミリワット以下
2 陸上移動業務の無線局	2ワット	平均電力が50ミリワット以下
3 陸上移動局	2ワット	平均電力が20ミリワット以下
4 陸上移動局	5ワット	平均電力が50ミリワット以下

A－15 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、無線局の主任無線従事者の職務としてこの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務大臣に報告すること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

B－1 次の記述は、無線局の免許状の訂正、掲示等について述べたものである。電波法（第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、 ア に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- ② 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 イ その免許状を ウ しなければならない。
- ③ 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、別に定める無線局を除き、 エ に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ④ 陸上移動局（包括免許に係る特定無線局を除く。）、無線標定移動局又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）にあつては、③にかかわらず、その オ に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局又は携帯局その他電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類等）第3項ただし書に掲げる無線局については、当該証票の備付けを要しない。

- | | | | |
|---------------|--------------|-----------------------|----------|
| 1 免許状に記載した事項 | 2 免許人の氏名又は住所 | 3 1箇月以内に | 4 10日以内に |
| 5 廃棄 | 6 返納 | 7 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所 | |
| 8 通信室内の見やすい箇所 | 9 無線設備の常置場所 | 10 免許に係る事務を行う免許人の事務所 | |

B－2 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。

- ア 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、無線通信（総務省令で定める周波数を使用して暗語により行われるものに限る。）を傍受してはならない。
- イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- オ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

B－3 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法（第37条）の規定に照らし、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）ものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- ア 気象援助業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- イ 航空機に施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
- ウ 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- エ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器
- オ 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器

B－4 次の記述は、周波数等の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 ア 必要があるときは、無線局の イ に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の ウ の指定を変更し、又は登録局の ウ 若しくは エ の変更を命ずることができる。
- ② ①により エ の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を オ しなければならない。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 混信の除去その他特に | 2 電波の規整その他公益上 |
| 3 運用 | 4 目的の遂行 |
| 5 電波の型式、周波数若しくは空中線電力 | 6 周波数若しくは空中線電力 |
| 7 無線局の無線設備の設置場所 | 8 人工衛星局の無線設備の設置場所 |
| 9 無線業務日誌に記載 | 10 総務大臣に報告 |

B－5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に返納しなければならない。
- イ 総務大臣又は総合通信局長は、無線従事者の免許を与えたときは、免許証を交付するものとし、無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長の要求に応じて速やかに提示することができる場所に保管しなければならない。
- ウ 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、失った日から10日以内に申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- エ 無線従事者が引き続き5年以上無線局の無線設備の操作に従事しなかったときは、免許は効力を失うものとし、遅滞なく免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- オ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その免許証を発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。